

地域包括支援センターの役割の一つとして、「権利擁護」というものがあります。認知症や精神疾患などで理解力や判断力が低下したご高齢の方を、金銭的搾取や詐欺から身を守るため成年後見制度の利用を支援したり、様々な関係機関と協力して高齢者虐待を防ぎ、早期に発見して対応することも、重要な役割なのです。

成年後見制度とは、認知症や知的・精神面の障がいにより、判断能力が不十分となった方が、財産侵害を受けたり、人としての尊厳が損なわれないよう、法律面や生活面で支援する仕組みです。任意後見制度と法定後見制度の2つの種類があり、成年後見人等が選任され、本人に代わって支援を行います。(地域包括支援センター自体や、その職員が成年後見人等となることはありません。)判断能力が不十分な方を支援する上で成年後見制度はたいへん重要な手段ですが、十分に利用されていません。また、今後利用者が増えることが予想されますが、そのための人材が十分に確保されているとは言えない状況です。そこで、「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)」が施行され、体制整備などを計画的に行うことになりました。各務原市においても、「各務原市成年後見制度利用支援機関の設置等に関する検討委員会」を設置し、平成29年度・30年度と2年間にわたり、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会、市の高齢・障がい福祉の担当、そして地域包括支援センターとで議論を積み重ねてきました。議論の結果などは、平成31年度に改めてみなさんにお知らせできると思います。

一方で、成年後見制度のことを知っている人・しっかりと理解している人は、まだまだ多いとは言えず、普及・啓発活動も大切です。各務原市社会福祉協議会、各務原市、各務原市地域包括支援センターとで『**成年後見制度普及講座 事例から学ぶ成年後見制度～生活と権利を守るために～**』を開催しました。



平成 30 年 12 月 13 日 (木) 各務原市産業文化センター あすかホールにて

また、高齢者虐待を防止して、早期に発見して対応し、重度化・深刻化を防ぐためには、ケアマネジャー、ホームヘルパーやデイサービスなどの介護保険サービス事業所などの専門職のみなさんはもちろん、民生委員さんやご近所の方々など地域のみなさんも、「もしかしたら虐待かも？」と思った段階で、地域包括支援センターや市役所に知らせることが大切です。そうした高齢者を支えるの方々の中で、全国、そして各務原市においても、高齢者虐待（“疑い”を含む）を発見し、相談・通報してその後の対応につなげたのは、ケアマネジャーが最も多いです。

市内各地域包括支援センターと市役所高齢福祉課とで、主にケアマネジャーのみなさんにお集まりいただき、『各務原市高齢者虐待対応報告会』を企画・開催しました。これは前年度（平成 29 年度）一年間の統計データや、事例をいくつか紹介しながら、最前線で活動しておられるケアマネジャーのみなさんに、各務原市の高齢者虐待対応の状況を報告し、さらなる連携の強化を目指すものです。



そして、地域のみなさんの見守りもたいへん重要です。別紙「高齢者虐待発見のポイント」を同封します。今一度“高齢者に見られるサイン”“養護者（介護者）に見られるサイン”“その他のサイン”を読んでいただき、気になることがあれば



地域包括支援センター  
に連絡をお願いします。



地域包括の活動について、この通信について、など、ご意見お待ちしております。

電話058-371-2226 FAX058-371-8431（担当 長谷川・石川・林・中村）